

人権café Vol.7

民医連新聞発行所 全日本民主医療機関連合会 発行人 岸本 啓介 〒113-8465 東京都文京区湯島2-4-4 平和と労働センター7F TEL 03-5842-6451 FAX 03-5842-6460 URL https://www.min-iren.gr.jp/ 監修/明日の自由を守る若手弁護士会の会



「私たちの地球を守ろう」プラカードをかかげる参加者=2020年9月25日、ベルリン気候変動対策を求める若者の運動「未来のための金曜日」が呼びかけた世界一斉行動日(しんぶん赤旗提供)



「人権café」の最終号をお届けします。この約半年間、各地での活発な学習と語りあいのためにこのシリーズを活用していただき、プロジェクト一同、心から感謝申し上げます。

ひとたび戦争が起こると、私たちが生まれながらに持っている自由権も社会権も台無しになってしまう――。この深刻な教訓から確立されてきたのが **平和的生存権** です。

いのちと向き合い、守ることを使命とする医療・介護・福祉は、いのちが大量に失われる戦争とまったく相容れません。世界に先駆けて平和的生存権を憲法に記したこの国で、政府によって「海外で戦争できる国づくり」が着々と進められてきました。平和を脅かす動きにたえず関心を持ち、声を上げ、行動してこそ平和は守られます。



全日本民医連HP 「人権Café」

医療介護の現場で考える人権

今年4月18日、水戸地方裁判所は、茨城県東海村の第二原発再稼働を差し止める判決を下しました。判決理由は、30キロ圏にある水戸市や日立市など14自治体(人口94万人)原発立地地域で全国最多のうち、避難計画が策定されたのは5自治体のみで、「実効性ある避難計画や防災体制」には「ほど遠い状態で、人格権侵害の具体的危険がある」というまっとうなものでした。

3・11を経験した福島県がその後策定した避難計画はどうか。問題なのは、原発近隣の住民が避難した後に段階的にその外の住民が避難する「段階的避難」(いっせいで避難での大渋滞の経験から)と、救助を待つ「屋内退避」(緊急避難により多くの病院入院患者の命が失われた経験から)です。

その時、入院患者の世話をする職員の人権はどう考えるのでしょうか。また危機迫る原子力災害の急場段階的避難は可能でしょうか。水戸地裁判決の求める実効的な避難は、福島原発事故の被災の痛恨の経験からすれば、とても実行可能とは言えません。

民医連HP

実効的な「原子力災害避難計画」は可能なのか
福島医療生活協同組合 生協いの診療所
所長・医師 松本純

沖縄県では1970年代より、米軍基地周辺の自治体で、2500g未満で生まれる低出生体重児の頻度が、他県の自治体と比較して高いことが指摘されてきました。近年の調査で、この原因として米軍基地から流出する有機フッ素化合物(以下PFAS)暴露による影響が疑われるようになってきました。PFASは自然界や体内で分解されにくく、発がん性や胎児・子どもの発育への悪影響が指摘されている化学物質です。

2016年以降、那覇市をはじめ7市町村、約45万人の取水源になっている地下水や河川でPFASの汚染が次々と明らかになり、多くの県民は飲料水への不安を感じています。現在でも県内各地の米軍基地でPFASが含まれる泡消火剤の流出事故が起きていますが、米軍基地内への立ち入り調査もできないため汚染の全容解明には至っていません。

妊婦健診で胎児の推定体重を計測し、発育が伸び悩んでいる胎児をみるたびにPFASの影響が頭をよぎります。化学物質に汚染された島で生まれた子どもたちの将来はどうなるのだろうか。平和に生きる権利を奪われていることを、診察室でも痛感します。

沖縄医療生活協同組合 沖縄協同病院
産婦人科医 嘉陽真美

目に見えない化学物質に汚染される島

人権基礎講座 7

人権を守り実現するために

Q.13 日本国憲法との関係で国際人権保障にはどんな意義がありますか？

日本国憲法は平和的生存権をはじめ世界でも先進的な多岐にわたる人権条項をもっており、それが私たちの運動の力になっています。あわせて国際的な人権基準はより詳しい規定をしている点で、日本での人権保障のあり方を問い直す普遍的なよりどころです。

Q11で扱った条約機関(委員会)による各国の報告書の審査や勧告は、いわゆる強制力を持つものではありませんが、条約条文の解釈で非常に具体的な内容を提示しており(たとえば健康権保障とはこういう内容が含まれるとか、権利としての社会保障のためにこういう措置を講ずるべき、など)、国際的な英知の結集として相当の権威と重みがあります。その内容は、国際的な基準から日本の現状の問題点を指摘したものであり、私たちが今後何をすべきかを判断する指針になるものです。そして、政府が対策を怠ったり後ろ向きである場合、私たちはそれにもとづいて声をあげていくことができます。

これまでの人権caféシリーズでみてきたように、社会の変化・歴史の進歩に伴って人権も豊かに発展拡大してきました。そしてこれからも、人間の自由や生存に関わる新たな課題が生じてくるでしょうが、それらに向きあうためにも、国際社会が築いてきた人権基準に照らして考えることが大事です。

Q.14 人権を守り実現する決め手は何でしょうか？

「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない」。日本国憲法第12条の言葉です。

人権は、人間として不当な扱いを受けてきた人たちのねばり強い運動(たたかい)、「不断の努力」によって勝ちとられてきたものです。不条理な事実を許さず声を上げることこそ、人権を守り実現する「決め手」です。最近では、たとえばジェンダー差別の問題が日本社会の構造的な問題として多くの人の認識になり、鋭く問い直す運動が起こっています。五輪組織委員会の前会長の女性差別発言に、瞬間に抗議の声がわき起こり辞任に追い込んだのは、こうした運動が現実に社会を変える(進歩させる)力を持つことを示しています。

民医連は綱領で、「無差別・平等の医療と福祉の実現をめざす組織」と宣言し、「憲法の理念を高く掲げ」「すべての人が等しく尊重される社会」をめざしています。患者・利用者、地域の人々の人権を何よりも大切にすること、その実現のために専門職として力をあわせることは、私たちの組織文化にほかなりません。

お互いにこれからも、憲法や国際的な人権保障の到達点を学び力にして、人権尊重を中心的な価値とする倫理観を高め、すべての人の尊厳が大切にされる社会への変革の視点をみがき成長していきましょう。<完>